館林衛生施設組合　生活排水処理計画

（令和５年度）

館林衛生施設組合

【総論】

１．目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「館林衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、令和５年度における本組合の生活排水処理計画を定めるものである。

２．計画期間

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで

３．計画区域

館林衛生施設組合構成市町管内（館林市、板倉町、明和町、千代田町）

４．生活排水処理に係る本組合の業務内容

館林衛生施設組合は、館林市、板倉町、明和町、千代田町をもって組織する一部事務組合であり、関係市町の生活排水処理に係る次の事務を共同処理する。

・し尿の収集及び運搬
・し尿及び浄化槽汚泥の処分
・し尿処理施設の設置及び管理運営

【し尿及び浄化槽汚泥の処理について】

１．し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量　（単位：kL/年）

区　　分	処理量（年間）	館林市	板倉町	明和町	千代田町
し　　尿	1,715	864	326	160	365
浄化槽汚泥	21,453	12,575	3,212	2,371	3,295
合　　計	23,168	13,439	3,538	2,531	3,660

２．し尿の収集運搬について

（１）収集運搬の実施方針

・し尿の収集は、地区を定めて収集運搬業者へ委託し、当該便所の管理者（使用者）からの依頼に基づき計画的に実施する。
・し尿収集運搬業務については、下水道及び浄化槽の普及によりし尿収集量の減少が見込まれ、緊急時も含め組合管内の既存業者により対応可能であることから、組合管内既存業者への委託により実施する。

（２）収集運搬業務委託業者一覧

	業者名	本社所在地	事務所所在地
1	㈲館林環境サービス	館林市本町一丁目 2-9	同左
2	㈲大朏興業	佐野市船津川町 916	館林市朝日町 4-27
3	昭和浄化槽サービス㈲	館林市堀工町 1884-28	同左
4	㈲千代田清掃	千代田町舞木 1373-2	同左
5	㈲板倉クリーンサービス	板倉町西岡新田 292	同左

（３）し尿収集手数料

従量制とし、18 リットルごとに 157 円（消費税を含む）とする。

（４）美装化

し尿収集を行う汲取車は、タンク部分をアルミ板等で覆う架装を行う。

３．浄化槽汚泥の受け入れについて

（１）浄化槽汚泥の受け入れ方針

浄化槽汚泥の取り扱いについては、浄化槽の清掃及び一般廃棄物の収集運搬とも関連が深く、浄化槽汚泥を処理する館林環境センターの処理量との調整も必要であることから、館林衛生施設組合構成市町（館林市、板倉町、明和町、千代田町）の浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可業者のみとする。

（２）浄化槽汚泥投入許可業者一覧

	業者名	本社所在地	事務所所在地
1	㈲館林環境サービス	館林市本町一丁目 2-9	同左
2	㈲大朏興業	佐野市船津川町 916	館林市朝日町 4-27
3	昭和浄化槽サービス㈲	館林市堀工町 1884-28	同左
4	㈲千代田清掃	千代田町舞木 1373-2	同左
5	㈲板倉クリーンサービス	板倉町西岡新田 292	同左
6	㈱明和クリーン	明和町田島 64-3	同左

（３）美装化

浄化槽汚泥を投入する汲取車は、タンク部分をアルミ板等で覆う架装を行う。

４．し尿及び浄化槽汚泥の処分について

（１）し尿処理施設の受け入れ体制

施設名	受け入れる 一般廃棄物の種類	受入時間
館林環境センター	し尿及び浄化槽汚泥	・月曜日～金曜日（平日） 午前 8 時 30 分～午後零時 午後 1 時～午後 4 時 30 分 ・土曜日 午前 8 時 30 分～午後零時 午後 1 時～午後 3 時 30 分 ※ 日曜日、祝日、振替休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は受け入れを行わない。 ※ 土曜日においても、受入れを行わない日がある。

（２）し尿処理施設の受け入れ量

し尿と浄化槽汚泥の比率変動に伴う施設の処理能力、し尿及び浄化槽汚泥投入業者のこれまでの実績を踏まえ、投入業者ごとに 1 日当たりの投入量を配分する。

（３）中間処理

施設名	館林環境センター
所在地	館林市赤生田町 65-1
供用開始	平成 2 年 10 月
処理方式	高負荷脱窒素処理（流動床方式）＋高度処理
処理能力	100kL/日
処理見込量	し尿：1,715kL　　浄化槽汚泥：21,453kL
汚泥見込量	汚泥　　計 1,400t
汚泥処理方法	民間施設での資源化（肥料化）

（４）資源化【汚泥】

施設名	㈱エコ計画　寄居エコスペース
	嵐山エコスペース
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 262 他 7 筆
	埼玉県比企郡嵐山町花見台 12 番地
資源化方法	肥料化
資源化見込量	汚泥　　計 1,400t